

補助率：1/2以内

## 1 施設整備・設備整備

区分	内容	補助基準額						
<b>施設整備</b> ※「再編」は地域医療連携推進法人を設立するものに限る。 ※「統合」複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。	<p><b>【機能転換】</b>                      病床機能を転換するために必要な病室や機能訓練室等の工事(併せて建物内に訪問看護ST等を整備する等、在宅医療の機能強化に係る取組も対象)</p> <p><b>【ダウンサイズに伴う残存機能の強化】</b>                      病室や診療室等への転換等、病床の適正化のために残存機能の強化に必要な工事（在支診や訪問看護ST等、在宅医療の推進に係る整備も含む。）</p> <p><b>【再編・統合】</b>                      病室や診療室等への転換等、再編・統合に必要な工事（医療従事者宿舍含む。）</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 5px;">地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し、必要な工事</p>	<p><b>【新築・増改築】</b>  <math>9,000,000円 \times</math>                      （転換+削減）病床数※</p> <p><b>【増築・改修】</b>  <math>5,022,500円 \times</math>                      （転換+削減）病床数※</p> <p>※再編・統合の場合は整備後病床数</p> <p>160㎡×単価</p> <table border="0"> <tr> <td>鉄筋</td> <td>179,800円</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>179,800円</td> </tr> <tr> <td>ブロック造</td> <td>156,700円</td> </tr> </table>	鉄筋	179,800円	木造	179,800円	ブロック造	156,700円
鉄筋	179,800円							
木造	179,800円							
ブロック造	156,700円							
<b>設備整備</b>	<p><b>【機能転換】</b>                      病床機能転換に必要な医療機器等整備（回復期の確保と併せて行う在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院は訪問診療等に使用する車両の整備も対象）及び地域に不足する外来医療機能を担う診療所の新規開業（事業継承）に際し必要な医療機器等整備</p> <p><b>【ダウンサイズに伴う残存機能の強化】</b>                      病床の適正化のために必要な機器等整備（在宅医療（在支病・在支診）を実施する病院（診療所）は訪問診療等に使用する車両の整備も対象）</p> <p><b>【再編・統合】</b>                      再編・統合に伴い必要となる医療機器等整備</p>	<p>10,800千円</p> <p>※再編・統合の場合は医療機関数に乘じる</p>						

※診療所の新規開業は、次の二次医療圏を対象とする。  
 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室

# 1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（施設整備・設備整備）

## 補助基準額の加算

一定の条件を満たした場合に、上記1施設整備・設備整備について下記のとおり加算額を上乗せする。

（診療所は除く）

補助率：1/2以内

区分	内容	加算額
<p>施設整備</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※「再編」は地域医療連携推進法人を設立するものに限る。</p> <p>※「統合」複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。</p> </div>	<p>&lt;条件A&gt;  <u>転換（削減）前から病床20%以上の「転換+削減（一方でも可）」を行い、かつ次の条件（①～⑤のいずれか）を満たす場合</u></p> <p>&lt;条件B&gt;  <u>転換（削減）前から病床10%以上20%未満の「転換+削減（一方でも可）」を行い、かつ次の条件（①～⑤のいずれか）を満たす場合</u></p> <p>①患者の療養環境改善の整備                  ②医療従事者の職場環境改善の整備                  ③衛生環境改善の整備                  ④業務の高度情報処理及び快適環境の整備                  ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境整備（授乳室、託児室）</p>	<p>&lt;条件A&gt;  <u>【新築・増改築】</u>  <math>9,000,000円 \times</math>  <u>（転換+削減）病床数※</u></p> <p><u>【改修】</u>  <math>5,022,500円 \times</math>  <u>（転換+削減）病床数※</u></p> <p>&lt;条件B&gt;  <u>【新築・増改築】</u>  <math>5,400,000円 \times</math>  <u>（転換+削減）病床数※</u></p> <p><u>【改修】</u>  <math>3,013,500円 \times</math>  <u>（転換+削減）病床数※</u></p> <p>※再編・統合の場合は整備後病床数</p>
<p>設備整備</p>	<p><u>転換（削減）前から病床20%以上の「転換+削減（一方でも可）」を行った場合</u></p>	<p><u>10,800千円</u></p> <p>※再編・統合の場合は医療機関数に 乗じる</p>

# 1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（再編統合支援）

## 2 再編統合支援

再編の場合：複数の医療機関において、ダウンサイズ、機能分化・連携、集約化、機能転換等を図るもの。

なお、地域医療連携推進法人を設立するものに限る。

統合の場合：複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。

なお、開設者が異なる法人間の統合に限る

補助率：1/2以内

内 容	補助基準額
再編・統合を行うための計画策定に係るコンサルタント費用（最長5か年）	7,000千円×再編・統合医療機関数
再編・統合決定後の設計費に係る経費（基本設計、実施設計等） ※新築工事に限る。	500千円×再編・統合後病床数 ×設計数
再編・統合に伴う建物・医療機器の処分に係る損失費用 ※基準額は再編・統合医療機関間で協議の上、分けることも可能とする	2,000千円×（転換+削減）病床数
再編・統合に向けた機能転換や病床削減に伴う早期退職金割増相当額	6,000千円×早期退職職員数
地域連携推進法人の運営経費及び再編に係る体制整備に要する費用 （法人設立から最長3か年） ※法人運営については法人設立準備期間（最長1か年）を含み最長3か年	○法人運営 人件費：8,000千円×職員(上限1名) 負担金：500千円×加入機関数 備品・消耗品費等：1,200千円
	○体制整備 人件費：21,000千円×医師(上限4名) 人材確保：11,160千円 連携推進費：3,500千円

# 1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（理学療法士）

## 3 理学療法士等の確保・資質向上

補助率：1/2以内

区 分	内 容	補 助 基 準 額
雇用経費	急性期から回復期などに転換する病院の理学療法士等雇用経費	1人当たり 給与(上限350千円)×12月 (計 4,200千円上限)
研修経費	理学療法士等（PT等）を所属外の病院で技術研修を受講させる場合や指導的PT等の派遣を受ける場合の病院を支援	受講料 @10千円×240日 指導的職員派遣 @40千円×240日

# 1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業（全体的な留意事項）

## <施設整備・設備整備について>

- R5年度（2023年度）に補助申請を計画している場合については、R4年（2022年）9月の提出期限までに必ず事業計画を提出してください。
- R5年度（2023年度）の事業計画について、提出時点で計画内容の詳細を記載できない場合は、記載できる範囲で記載して提出してください。
- 期限までに提出がない場合はR5年度（2023年度）の補助対象とはなりませんのでご注意ください。
- R5年度（2023年度）には、原則、当該年度分（R5年度（2023年度）分）の調査は実施しませんのでご注意ください。